

岩手県告示第336号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、大町学に対し、大繁丸（漁船登録番号 I T 3 - 53599）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

令和5年6月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 令和5年7月14日（金） 午後1時30分から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎1階第1会議室